

沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査（以下「本検査」という。）を実施することにより、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業内容

1 肝炎ウイルス検査

(1) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

(2) 検査費用の免除

本検査に係る費用は、下記に掲げるアからウに該当しない者及び再検査の必要性のある者に限りこれを免除するものとする。

ア 過去に本検査を受けたことがある者。

イ 医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者。

ウ 健康増進事業の対象者（結果的に当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けられなかった者を除く）。

(3) 検査の実施等

本検査において実施する項目は、以下のとおりとする。

ア HBs 抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

イ HCV 抗体検査

HCV 抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできる HCV 抗体測定系を用いること。

ウ HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

エ HCV 抗体の検出

HCV 抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(4) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照）

ア HBs 抗原検査

凝集法等を用いて、HBs 抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs 抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

イ HCV 抗体検査

(ア) HCV 抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(イ) HCV 抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV 核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNA の検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

エ HCV 抗体の検出

HCV 抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV 抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV 抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(5) 指導区分

HBs 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

HBs 抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(6) 検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

保健師等により、肝炎に関する相談を行うものとする。

3 職域検査促進事業

(1) 実施方法

職域での健康診断を実施する保険者（協会けんぽ等）（以下「保険者」という。）や肝炎ウイルス検査を実施する医療機関（以下「検診機関」という。）の協力を得て、以下ア又はイにより肝炎にかかる啓発若しくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行うものとする。

この場合、保険者や検診機関と実施方法について協議の上、肝炎ウイルス検査の個別勧奨のための資材等の提供、若しくは同等の効果を得られると考えられる啓発用資材の提供を行うものとする。この際、必要と認められれば、保険者や検診機関に対し当該内容を委託することができる。

併せて、資材等の提供又は委託を行った保険者、検診機関に対しては、以下ウにより報告を受けるものとする。

ア 全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）等の場合

協会けんぽ等（各都道府県の協会けんぽ支部、国民健康保険組合、等）が行う肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透、及び肝炎ウイルス検査への受検を促すよう、検診機関又は加入事業所を通じて肝炎にかかる啓発若しくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行うものとする。

イ 健康保険組合等の場合

健康保険組合等が実施する職域健診等において、検診機関による肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透、及び肝炎ウイルス検査への受検を促すよう、検診機関又は加入している健康保険組合等を通じて肝炎にかかる啓発若しくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行うものとする。

ウ 実施状況の取りまとめ

上記ア及びイにより実施する場合、様式1により報告がなされるよう協力を求めるものとする。この際、勧奨を行った者の動向の把握が困難であれば、啓発又は勧奨を行った事業所など一定の範囲を区切って報告を求めるなど、工夫する。

(2) 実施方法

啓発の対象は、事業所の従業員とする。ただし、効率等を勘案して事業所毎に行うなど計画的に実施する。

また勧奨の対象は、基本的に、過去、肝炎ウイルス検査を受けていない者とするが、この際、当検査を受けているか不明である場合は、可能性のある者まで幅広く勧奨することも可とする。

(3) 留意点

上記の実施においては、肝疾患診療連携拠点病院からの協力を得て、適切な情報が提供されるよう留意する。また、「肝炎患者等支援対策事業」又は「肝炎情報センター戦略的強化事業」に

定める事業を活用し、必要に応じて事業所の従業員に対する説明を併せて実施するなど本事業の効果が上がるよう工夫する。また、必要であれば、自治体が行う肝炎ウイルス検査の案内を行うなど、希望する者が当検査を受けられるよう配慮する。また、（１）ウによる報告の際、外部に個人が特定されるようなことが無いよう、取扱いについて留意するとともに、必要により保険者や検診機関など関係者と協議する。

なお、肝炎ウイルス検査の勧奨にあたっては、自主的な受診を促す形で行うとともに、必要によっては検査希望者を募るなど各者の意向に沿った対応が図られるよう留意する。

4 陽性者フォローアップ事業

（１）陽性者のフォローアップ

ア 実施方法

（ア）同意の確認について

県保健所はフォローアップの対象者を把握した場合は、本事業の内容を説明し、フォローアップの参加同意書（様式２）または、肝炎ウイルス検査費用請求書（様式４－１又は様式４－４）の提出により同意とすることができる。

（イ）フォローアップの実施

県保健所は、対象者に対し、年１回調査票（様式３）を送付する等により、医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診勧奨する。

イ 対象者

以下のいずれかに該当する者。

（ア）第２の１により「陽性」又は「現在、Ｃ型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者。

（イ）第２の４（２）「初回精密検査費用及び定期検査費用の助成」により把握した者。

（ウ）その他、市町村や医療機関、職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）などからの情報提供等により把握した陽性者

なお、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、市町村が実施する健康増進事業における陽性者フォローアップの対象とすることができる。

（２）初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

ア 実施方法

（ア）対象者が保険医療機関（健康保険法（大正１１年法律第７０号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

（イ）前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し、保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、イの（イ）に該当する者については、1回につき、次の a に規定する額から b に規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲または乙に該当するかについては、本要領の第2、3、（2）、オ、（イ）、eにより申請者から提出された課税証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

イ 対象者

（ア）初回精密検査

沖縄県内に住所を有し、以下 a ～ d のいずれかに該当する者。

a 特定感染症検査等事業（本事業を含む）における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者。

（b）1年以内に特定感染症検査等事業（本事業を含む）における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

（c）（1）の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者。

（b）1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者。

（c）（1）の陽性者のフォローアップに同意した者

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者。

（b）原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者。

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

（c）（1）の陽性者のフォローアップに同意した者

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者。

(b) 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者。

なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

(c) (1)の陽性者のフォローアップに同意した者

(イ) 定期検査

以下の全ての要件に該当する者。

a 沖縄県内に住所を有する者

b 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

c 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

d 住民税非課税世帯に属する者又は世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

e (1)の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

f 沖縄県肝炎治療促進事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として沖縄県知事が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）

d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として沖縄県知事が認めた費用。ただし医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影

又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

(ア) 初回精密検査は1回

(イ) 定期検査は1年度2回（(ア)の検査を含む）

オ 検査費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は下記に掲げる書類を添えて、居住地を管轄する保健所長を経由して沖縄県知事に申請するものとする。

(ア) 初回精密検査

a 特定感染症検査等事業（本事業を含む）における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

(a) 肝炎検査費用請求書（初回精密検査）（様式4-1）

(b) 医療機関の領収書

(c) 診療明細書

(d) 肝炎ウイルス検査の結果通知書等

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

(a) 肝炎検査費用請求書（初回精密検査）（様式4-1）

(b) 医療機関の領収書

(c) 診療明細書

(d) 職域検査受検証明書（様式4-2）

(e) 肝炎ウイルス検査の結果通知書等

(f) 4（1）の陽性者フォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップに同意していない場合に限る。）

なお、沖縄県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、様式4-3により医療機関に照会を行い、医療機関から回答を受けることができるものとする。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

(a) 肝炎検査費用請求書（初回精密検査）（様式4-1）

(b) 医療機関の領収書

(c) 診療明細書

(d) 母子健康手帳の写し（検査日、検査結果が確認できるページ）

(e) 4（1）の陽性者フォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップに同意していない場合に限る。）

- d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合
 - (a) 肝炎検査費用請求書（初回精密検査）（様式4-1）
 - (b) 医療機関の領収書
 - (c) 診療明細書
 - (d) 肝炎ウイルス検査の結果通知書等
 - (e) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手数料が算定されたことが確認できる診療明細書
 - (f) 4（1）の陽性者フォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップに同意していない場合に限る。）

(イ) 定期検査

- a 肝炎検査費用請求書（定期検査）（様式4-4）
- b 医療機関の領収書
- c 診療明細書
- d 申請者が属する住民票上のすべての構成員（以下、世帯構成員）の住民票の写し
- e 世帯構成員の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類（住民税非課税証明書を含む）
- f 医師の診断書（様式5）

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、様式7による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

また、市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (a) 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。
- (b) 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。
- (c) 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者

を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

(ウ) 対象者は申請の際、上記(ア)及び(イ)によらず、以下の要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

a 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、(a)、(b)については慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。

(a) 以前に沖縄県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合。

(b) 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

(c) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において医療記録票及び同意書を提出した場合

(d) 医師の診断書以外のものであって、沖縄県知事が認める方法で病態を確認できる場合。ただし、沖縄県が、様式6により当該確認方法について厚生労働省に事前に申請し、応諾された場合においてのみ、診断書の代わりとできるものとする。

b 世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に沖縄県知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で沖縄県知事に対し行われる場合とする。

(a) 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(b) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

カ 検査費用の支払いについて

沖縄県知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第3 実施に当たっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

第4 その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じたときは、関係者が協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 9 月 12 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

附則

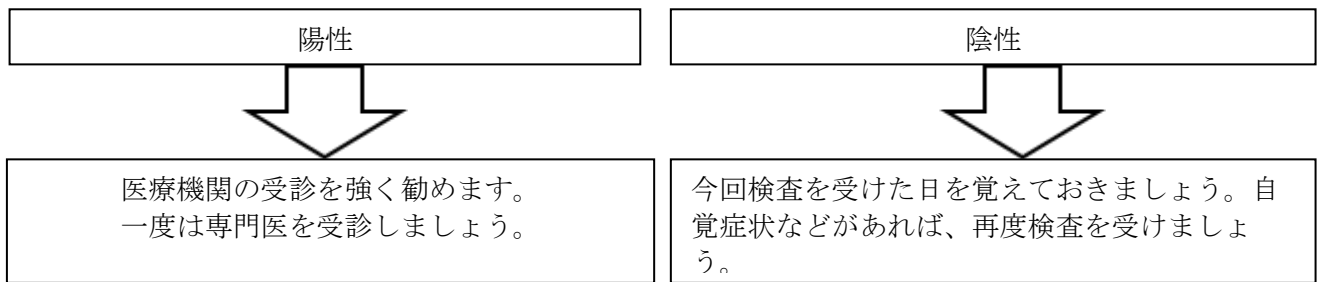
この要領は、令和 4 年 11 月 18 日から施行する。

別表

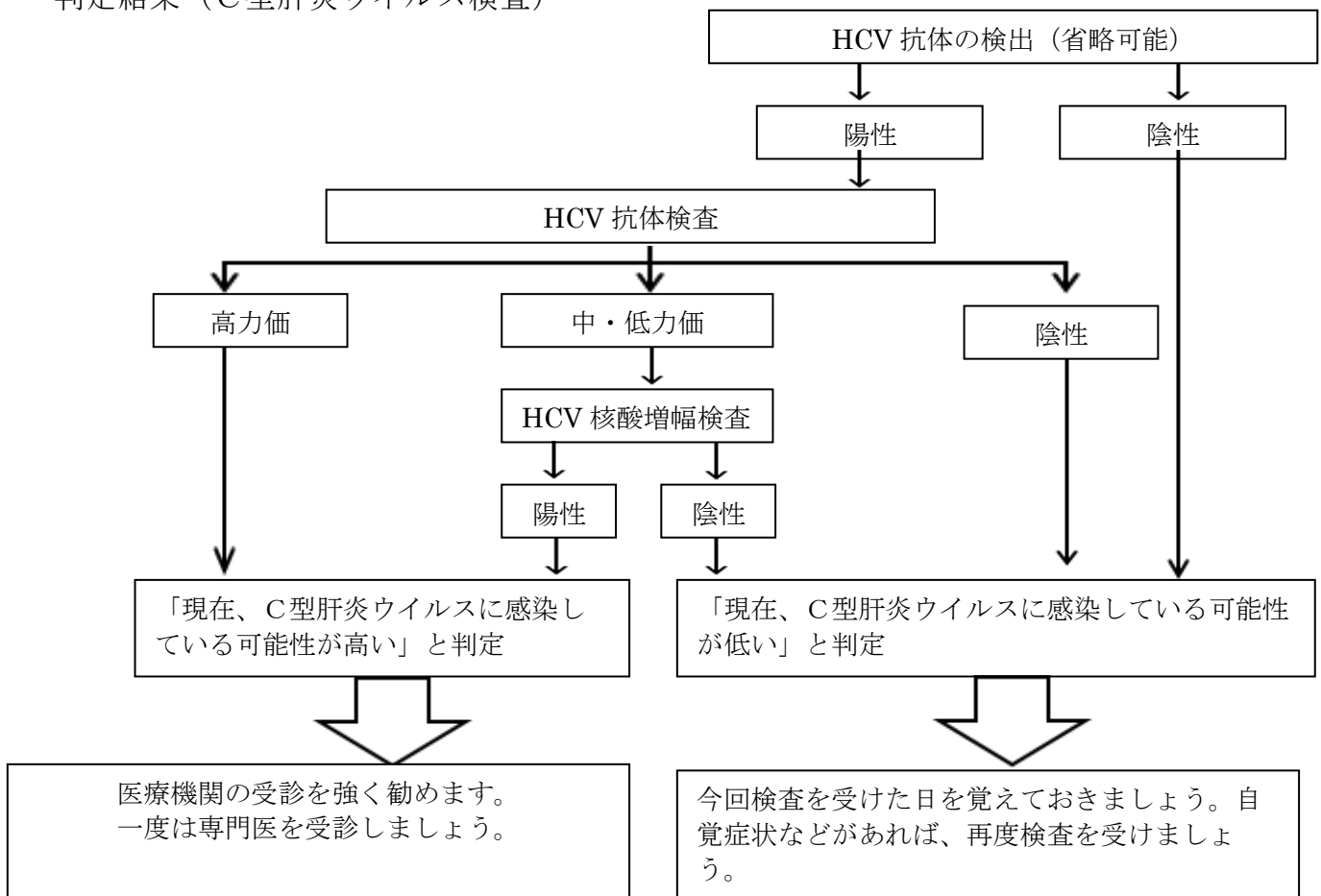
階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円未 満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

(別紙)

判定結果 (HBs 抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



〈注意事項〉

HBs 抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返して C型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たに C型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。